

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. **重要**「未就学児に係る子育て世帯への経済負担の軽減措置の導入」

～「未就学児」被保険者加入世帯に対する12月分保険料の減額について～

国の子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保組合に加入する未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者：令和4年度は平成28年4月2日以後に生まれた方）に対する財政支援制度が実施されることとなりました。

本組合では、規約第20条第3項（保険料の賦課額：被保険者家族）を一部改正することにより実施いたします。

具体的には、本年11月30日時点で本組合員に加入する未就学児である被保険者に対して12月基礎保険料を1人当たり12,000円減額して請求します。この減額は今年度1回限りです。

対象となります被保険者並びに保険料請求額については、12月初旬に事業主である組合員と世帯主（組合員又は准組合員）宛てご通知申し上げますので対応をお願い致します。本件は、事業主組合員並びに世帯主から申請書の提出をお願いするものではありません。

2. **新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について**

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間に給与の支払いが無かった場合について傷病手当金を支給致します。（組合規約第16条の2）

適用となる期間は、**令和2年1月1日から令和4年12月31日まで**の間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

なお、提出書類にある「(様式第10号-4-4)傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)」は、各保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」(写し可)又は「My HER-SYS(厚労省提供：新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム)による宿泊療養又は自宅療養を証明する書類(療養証明書)」画面の写しが代用できます。

3. **後期高齢者の組合員の皆様へ** ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げますので、申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和4年10月1日から令和5年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>